

令和8年第6回 博多区選挙管理委員会

令和8年3月2日

議 題

1 議題

議案第29号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第30号 選挙人名簿に登録する者について

議案第31号 在外選挙人名簿から抹消する者について

2 その他

次回開催について

開催日時 令和8年4月20日（月） 10時00分～

開催場所 博多区役所8階 応接室

議案第29号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年3月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

1 抹消する者の数
735人

内 訳

死亡者	38人
市外へ転出後4箇月を経過した者	697人

2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

3 抹消年月日
令和8年3月2日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹 消 者 数 調

令和8年2月8日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	0	0	0	6	7	13	0	0	0	6	7	13
2	奈良屋	0	1	1	25	20	45	0	0	0	25	21	46
3	御供所	0	0	0	2	6	8	0	0	0	2	6	8
4	大浜	0	2	2	11	20	31	0	0	0	11	22	33
5	千代第一	0	0	0	8	13	21	0	0	0	8	13	21
6	千代第二	0	0	0	6	2	8	0	0	0	6	2	8
7	吉塚	1	1	2	20	14	34	0	0	0	21	15	36
8	東吉塚	2	2	4	26	15	41	0	0	0	28	17	45
9	堅粕	1	0	1	30	18	48	0	0	0	31	18	49
10	東光	3	1	4	19	19	38	0	0	0	22	20	42
11	席田	0	0	0	9	13	22	0	0	0	9	13	22
12	月隈	1	3	4	7	5	12	0	0	0	8	8	16
13	東月隈	0	0	0	1	4	5	0	0	0	1	4	5
14	住吉	2	0	2	15	15	30	0	0	0	17	15	32
15	美野島第一	0	0	0	16	8	24	0	0	0	16	8	24
16	美野島第二	0	0	0	7	7	14	0	0	0	7	7	14
17	東住吉	2	1	3	26	14	40	0	0	0	28	15	43
18	春住	0	0	0	33	20	53	0	0	0	33	20	53
19	那珂第一	0	0	0	12	7	19	0	0	0	12	7	19
20	那珂第二	0	2	2	15	14	29	0	0	0	15	16	31
21	那珂第三	1	1	2	13	12	25	0	0	0	14	13	27
22	弥生	0	0	0	8	3	11	0	0	0	8	3	11
23	板付北	1	0	1	3	5	8	0	0	0	4	5	9
24	諸岡	1	0	1	4	2	6	0	0	0	5	2	7
25	板付	1	1	2	12	10	22	0	0	0	13	11	24
26	麦野	2	0	2	11	10	21	0	0	0	13	10	23
27	三筑北	0	0	0	2	1	3	0	0	0	2	1	3
28	三筑南	0	1	1	8	11	19	0	0	0	8	12	20
29	那珂南第一	1	1	2	15	10	25	0	0	0	16	11	27
30	那珂南第二	0	2	2	10	12	22	0	0	0	10	14	24
計		19	19	38	380	317	697	0	0	0	399	336	735

議案第30号

選挙人名簿に登録する者について

令和8年3月2日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和8年3月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 登録する者の数
1,148人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和8年3月2日

(根拠)

- ・公職選挙法第22条第3項の規定による。

議案第31号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年3月2日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

1 抹消する者の数

1人

内 訳

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過したことによる | 1人 |
| ② 死亡による | 0人 |
| ③ 日本国籍を失ったことによる | 0人 |

2 抹消する者の氏名等

別紙のとおり

3 抹消年月日

令和8年3月2日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。